

教保体第1745号
平成31年2月26日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

水害・土砂災害に対する避難訓練・防災教育の実施について（依頼）

標記の件につきまして、埼玉県危機管理防災部消防防災課長及び埼玉県県土整備部河川砂防課長から、別添（写）のとおり依頼がありました。

水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために『土砂災害防止法』が、平成29年6月19日に改正されました。これに伴い、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となっているところです。

については、浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内に位置する学校においては、学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた避難訓練の実施について御配慮をお願いいたします。また、その他の学校においても、水害や土砂災害に関する防災教育の実施について御配慮くださるようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴管下該当学校等への周知につきまして御配慮くださるようお願いいたします。

また、本件に該当する貴管下該当学校（園）は、下記及び市町村防災担当課に御確認くださるようお願いいたします。

記

【参考】埼玉県ホームページ

「埼玉県に関する浸水想定区域図」
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/shinsuisouteikuiki/>

「これまでに指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域箇所一覧表」
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/documents/190208kuikiitiran.pdf>

健康教育・学校安全担当 藤井邦之
電 話 048-830-6964
FAX 048 830 4971



消 第 1 9 8 7 号
河 砂 第 4 6 1 号
平成 3 1 年 2 月 2 6 日

保健体育課長 様

消防防災課長
河川砂防課長

土砂災害に対する防災訓練の実施について（依頼）

平成31年2月6日付け消防災第30号及び国水第19号において消防庁国民保護・防災部防災課長及び国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長より別紙のとおり依頼がありましたので送付いたします。

土砂災害に対する防災訓練については、土砂災害防止対策基本指針において、避難訓練を毎年1回以上実施することなどを指針として、各市町村地域防災計画に定めることとされております。

また、平成29年6月の「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の改正により要配慮者利用施設における避難確保計画の作成が義務付けられたことを踏まえ、避難確保計画を作成した要配慮者利用施設長に対し関係市町村と連携した訓練を実施していただきますよう御配慮お願いいたします。

（地域防災計画に関すること）

担当：消防防災課 災害対策担当 高岡 中川

TEL 048-830-8181

FAX 048-830-8159

E-mail a3165-55@pref.saitama.lg.jp

（土砂災害に対する防災訓練に関すること）

担当：河川砂防課 荒川上流域・砂防担当 樋口 峯岸

TEL 048-830-5141

FAX 048-830-4865

E-mail a5120-03@pref.saitama.lg.jp



消 防 災 第 30 号
国 水 地 第 19 号
平 成 31 年 2 月 6 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
各都道府県砂防主管部長 殿

消 防 庁
国民保護・防災部 防災課長
(公 印 省 略)

国土交通省水管理・国土保全局
砂防部 砂防計画課長



平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた住民の避難行動を支援するための防災訓練
の実施について（依頼）

防災行政及び砂防行政の推進について、平素より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 7 月豪雨を受けた内閣府中央防災会議「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」では、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、行政は住民の適切な避難行動に向けて全力で支援をする方向性が示され、そのために必要な平時の取り組みとして災害リスクのある全ての地域において継続的に避難訓練を実施することなどが示されました。

国土交通省の調査によると、土砂災害を対象とした避難訓練を実施していない市町村は約 3 割に及んでおり、土砂災害警戒区域等の住民を対象とした避難訓練を実施して、土砂災害の危険性を認識するよう促すなど住民の防災意識を向上させることが重要です。これを踏まえ、平成 31 年度からは市町村の防災訓練の実施に要する経費について、地方交付税措置を拡充する予定としております。

貴都道府県におかれては、6 月の土砂災害防止月間を中心に、土砂災害を対象とした避難訓練の実施やその状況把握について管内市町村に呼び掛けるとともに、貴都道府県としても、防災部局と砂防部局が一体となり関係機関と連携して防災訓練を実施するようお願いいたします。

また、平成 29 年 6 月 19 日の「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）の改正により、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務づけられたことを踏まえ、要配慮者利用施設と連携した訓練の実施についてもご配慮いただきますようお願いいたします。

担 当：消防庁国民保護・防災部防災課

災害対策官 外^{かた}面、防災調整係長 岡戸

電話：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535

国土交通省水管理・国土保全局

砂防部砂防計画課 地震・火山砂防室

企画専門官 松下、地震対策係長 辻

電話：03-5253-8468 FAX：03-5253-1610

平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた住民の避難行動の支援するための防災訓練の実施について(依頼)

— 参考資料一覧 —

参考資料1

土砂災害防止法、土砂災害防止対策基本指針における該当項目 抜粋

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html

参考資料2

平成 30 年 12 月 26 日公表

平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)(概要版)

http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyaworking/index.html

参考資料3

土砂災害防止法 警戒避難関係市町村アンケート結果等

参考資料4

平成 30 年 12 月 26 日記者発表

今年は土砂災害発生件数が過去最多件数を記録

～平成 30 年の土砂災害発生件数の速報値を公表～

http://www.mlit.go.jp/report/press/sabo02_hh_000064.html

土砂災害防止法、土砂災害防止対策基本指針における該当項目 抜粋

■土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）

平成十二年五月八日法律第五十七号

改正：平成二九年五月一九日法律第三一号

（警戒避難体制の整備等）

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

■土砂災害防止対策基本指針

制定：平成 13 年 7 月 9 日国土交通省告示第 1119 号

変更：平成 29 年 8 月 10 日国土交通省告示第 752 号

四 法第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

1 法第八条第一項及び第二項の市町村地域防災計画に関する事項市町村防災会議等は、市町村地域防災計画に、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めることとなるが、その際、指針となるべき事項は(1)～(4)のとおりである。

（3）土砂災害に係る避難訓練の実施

土砂災害に係る避難訓練については、毎年一回以上実施することを基本とする。市町村は、関係行政機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難所開設等を行う実践的な避難訓練を実施することにより、地域全体の警戒避難体制の充実を図るものとする。

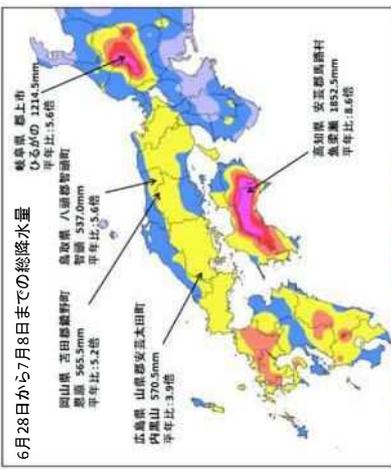
また、土砂災害警戒区域の住民等は、ハザードマップ等を活用するとともに、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、当該警戒区域の実情に応じた避難訓練を実施することが重要であり、市町村は、こうした避難訓練が住民等が主体となって実施されるよう促すとともに、支援するものとする。

平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの 避難のあり方について(報告) (概要版)

平成30年12月
平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの
避難に関するワーキンググループ

平成30年7月豪雨による被害の特徴

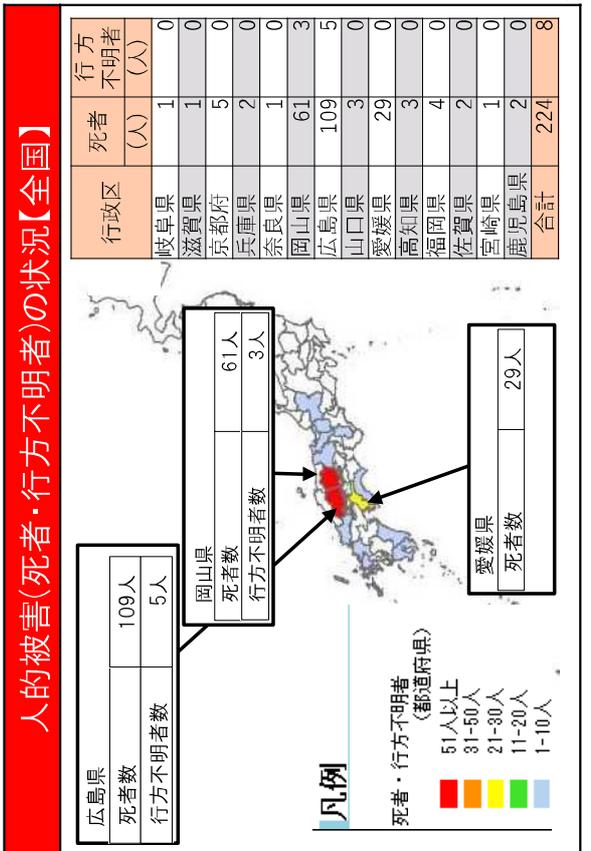
- 西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨（1府10県に特別警報が発表）
- 各地で河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、1府13県で200名を超える死者・行方不明者が発生するなど甚大な被害が発生（平成最大の人的被害）



被害状況等^{※1}

- ・人的被害（11/6時点）
死者224名、行方不明者8名
- ・家屋被害（11/6時点）
全壊6,758棟、床上浸水8,567棟
- ・避難所避難者数
最大 約4.2万人（7/7時点） ⇒ 11/5時点で119人
- ・電力
最大 約8万戸停電（7/7時点）
⇒ 7/13復旧^{※2}
- ・高速道路
最大 17路線19区間被災による通行止め（7/8 5:00時点）
⇒ 9/27までに全ての通行止め解除
- ・鉄道
最大 32事業者115路線運転休止（7/7 5:00時点）
⇒ 10/9時点で4事業者6路線運休中

※1 平成30年7月豪雨による被害状況等について（内閣府）資料より作成
※2 国土院が居住する地球



中央防災会議 防災対策実行会議 平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ

○設置趣旨

水害や土砂災害が広域かつ甚大に発生し、平成に入り最大の人的被害をもたらした平成30年7月豪雨を教訓とし、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、避難対策の強化を検討するため、防災対策実行会議の下にワーキンググループを設置。

【論点】

- ・「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進
- ・地域における防災力の強化
- ・高齢者等の要配慮者の避難の実効性の確保
- ・防災気象情報等の情報と地方公共団体が発令する避難勧告等の避難情報の連携
- ・防災情報の確実な伝達 等

○検討体制

避難対策の強化に向け、関係省庁における洪水対策、土砂災害対策、治山対策、ため池対策、防災気象情報の検討と連携し検討を実施



平成30年7月豪雨を踏まえた避難対策の検討体制

○開催経緯

- 設置 : 8月31日
 - 現地調査 : 9月12日、26日
 - 第1回WG : 10月16日
 - 第2回WG : 11月27日
 - 第3回WG : 12月12日
 - : 12月26日
- 愛媛県、岡山県、広島県
WGの設置
平成30年7月豪雨の概要
現地調査結果等
検討すべき論点
各省庁の検討状況
WGとりまとめ(素案)
WGとりまとめ(案)
とりまとめ公表

○ワーキンググループ委員

委員	所属
◎田中 淳	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター長 教授
牛山 素行	静岡大学防災総合センター 教授
海堀 正博	広島大学大学院総合科学府理学部 教授
片田 敏孝	東京大学大学院情報学環主任教授
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院総合防災情報研究科 准教授
鈴江 奈々	日本エレクトロニクス協会 アカデミー
田村 圭子	群馬大学危機管理本部危機管理室 教授
坪木 和久	名古屋大学 宇宙地球環境研究所 教授
中貝 宗治	兵庫県豊岡市長
前野 詩朗	岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授
毛利 栄江	茨城大学 農学部 教授
森脇 亮	愛媛大学防災情報研究センター長 教授
山崎 登	国土院防災・救急訓練総合研究所 教授

◎ : 主査 ※関係省庁も委員として参画 2

今後の水害・土砂災害からの避難対策への提言～避難に対する基本姿勢～

現状

- ✓ 行政は防災対策の充実に不断の努力を続けていくが、地球温暖化に伴う気象状況の激化や行政職員が限られていること等により、突発的に発生する激甚な災害への**行政主導のハード対策・ソフト対策に限界**
- ✓ 防災対策を今後も維持・向上するため、国民全体で共通理解のもと、**住民主体の防災対策に転換**していく必要

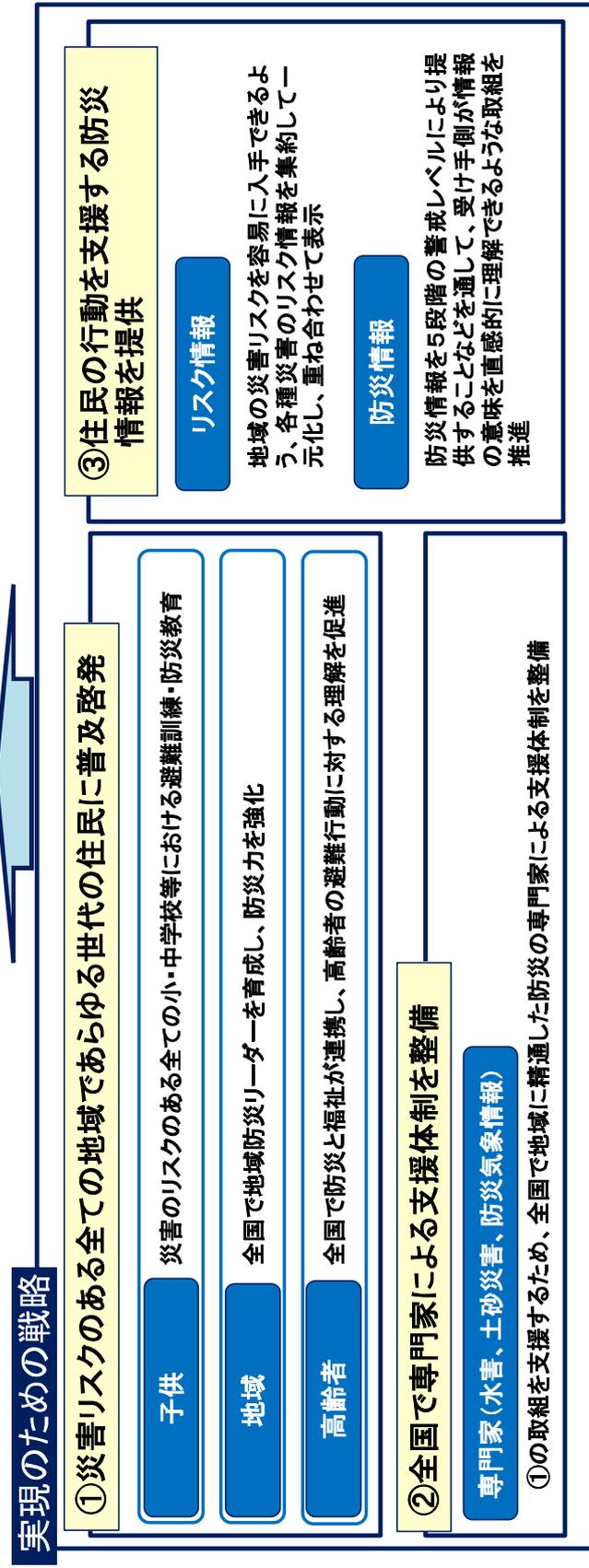
目指す社会

住民「自らの命は自らが守る」意識を持つ

- ✓ 平時より災害リスクや避難行動等について把握する。
- ✓ 地域の防災リーダーのもと、避難計画の作成や避難訓練等を行い地域の防災力を高める。
- ✓ 災害時には自らの判断で適切に避難行動をとる。

行政 住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する

- ✓ 平時より、**災害リスクのある全ての地域で、あらゆる世代の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練などを実施し、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知をする。**
- ✓ 災害時には、避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供する。



学校における防災教育・避難訓練

- 命を守る行動（避難）を実践的に学ぶことにより、「自らの命は自らが守る」意識が醸成された地域社会を構築するため、子供のころから地域の災害リスク等を知ることが重要。
- **防災関係機関**（市町村防災部局、河川・砂防担当部局（国・都道府県）、気象台等）の**支援**のもと、**水害・土砂災害**の**リスクがある全ての小学校・中学校等**※において、**毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目的に避難訓練と合わせ防災教育を実施する体制を構築**。
- 防災教育と避難訓練の連携により、効果的に地域の災害リスクや防災情報の理解、避難場所や避難のタイミング等を確認。

※浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内に位置し、水防法・土砂災害防止法に基づき地域防災計画に位置付けられた施設
※その他の小学校、中学校等においても、防災教育を充実

小学校・中学校等

- ✓ 水防法・土砂災害防止法に基づく避難確保計画の策定、避難訓練を全ての小学校・中学校等で実施（目標：2021年度までに実施）
- ✓ 学校において教育の段階に応じた防災教育を実施

<防災教育・避難訓練への支援> 学校と連携し必要な支援を実施

河川・砂防担当部局（国・都道府県）、気象台等

- ・学校における指導計画等の作成支援
- ・防災教育ポータル[※]の充実や防災教育支援ツールの整備を実施
- ・水害、土砂災害等の危険性及び避難確保計画について、専門家によるアドバイス、出前授業等

市町村防災部局

- ・ハザードマップの見方、避難場所や避難経路の選り方、避難勧告等の防災情報の意味の教示
- ・避難訓練の計画等への助言
- ・災害・避難カードの作成支援等

地域の次世代を担う子供たちの
防災力を向上

【事例】全校児童約240名を対象にした洪水避難訓練

- ・矢作川の氾濫により校舎の3階まで浸水が想定されている豊田市立元城小学校において、近隣のショッピングセンターを避難場所として避難訓練を実施。
- ・国土交通省は防災教育の支援として、避難訓練前の事前指導において子供たちに分かりやすいイラスト・パネルを学校へ提供。



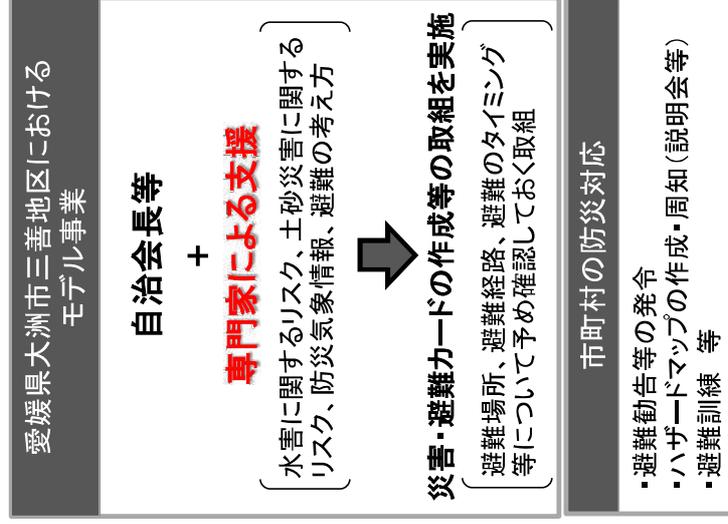
パネルを用いた避難訓練前の事前指導

近隣のショッピングセンターの屋上へ避難

住民が主体となった地域の避難に関する取組強化

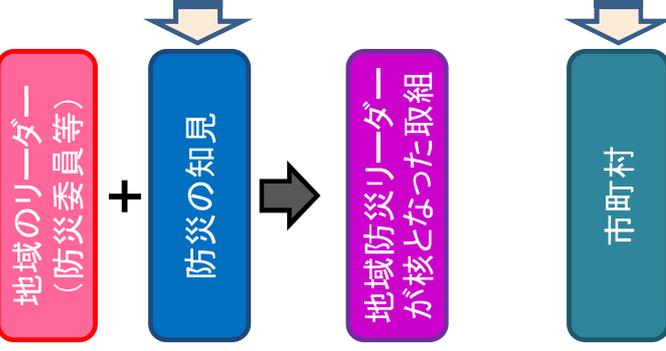
- 地域の人々の意見をまとめる見識や能力等を有する地域のリーダーが、水害・土砂災害に関する専門的知見を有しているとは限らない。
- 各地域における自助・共助の取組（災害・避難カードの作成、地区防災計画の策定等）の適切かつ継続的な実施に向け、**水害・土砂災害・防災気象情報に関する豊富な知見を有する専門家の支援**により、防災の基本的な知見を兼ね備えた**地域防災リーダーの育成**が必要。
- 専門家の支援は、災害時の避難勧告等の発令の判断や、平時のハザードマップの作成・周知、避難訓練等、**市町村の防災対応の維持・向上**においても重要。

専門家の支援による地域防災力の強化

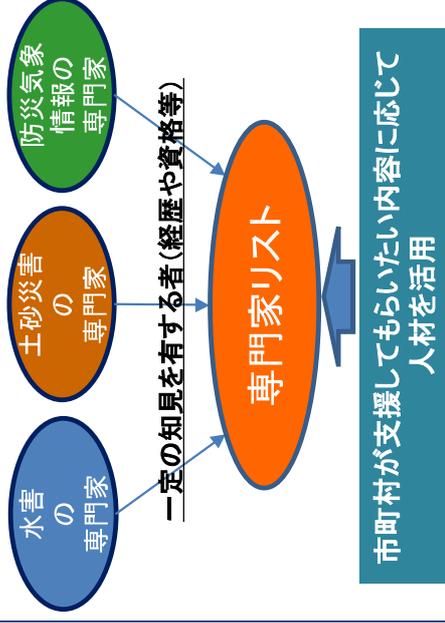


地域に精通した水害、土砂災害等の専門家による市町村等への支援の充実

地域における自助・共助の取組を全国で推進



- ✓ 大規模氾濫減災協議会等において、地域の取組を支援できる**専門家を共有**（リスト化）
- ✓ 市町村は、共有された専門家を、必要に応じ、地域の防災力の強化や市町村へのアドバイザーとして活用

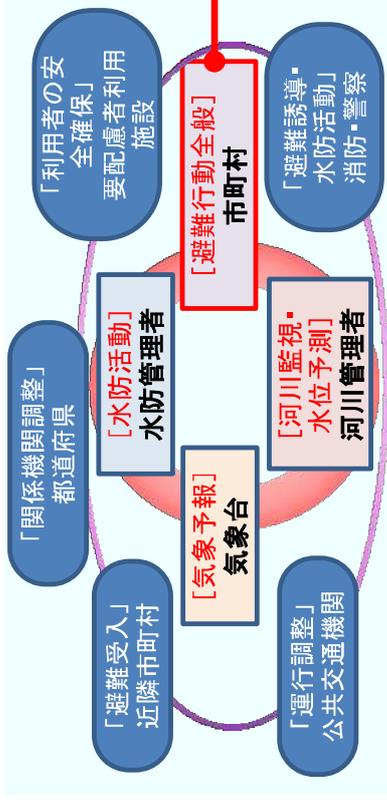


「防災」と「福祉」の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進

- 高齢者が地域で安心・安全に生活を送るためには、災害時に適切な避難行動をとれるよう、日頃より、高齢者一人ひとりが地域と連携して、災害リスクや避難場所、避難のタイミングへの理解を深めることが必要。
- 水害については、大規模氾濫減災協議会において、ハード・ソフトの両面から、防災・減災への取組を関係者が連携して実施中。
- 高齢者の日頃からの生活に関する支援については、地域包括支援センターやケアマネジャーが核となり実施中。
- **防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施**

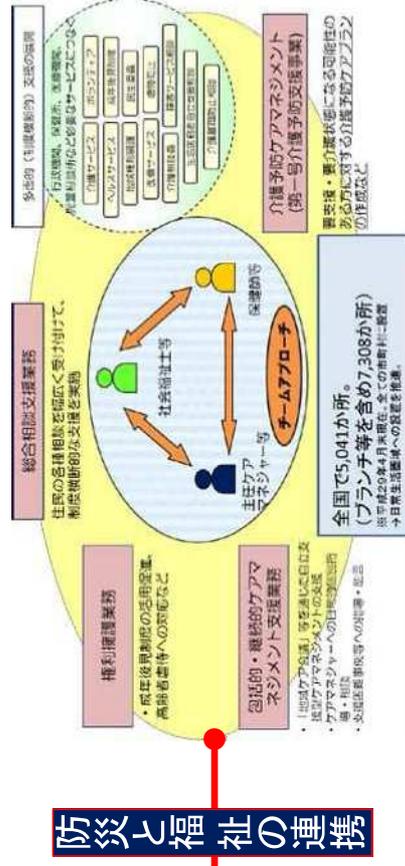
＜大規模氾濫減災協議会＞

地域で多様な関係者が連携して洪水対策を総合的かつ一体的に推進する機関



＜地域包括支援センター＞

市町村が設置する地域の高齢者の保健医療や福祉の増進を包括的に支援する機関



【取組】大規模氾濫減災協議会において、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施

- (例)
- ・ケアマネジャーの職能団体の災害対応研修の場等を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等の説明を実施
(高齢者と接するケアマネジャーに地域の水害リスクを理解してもらい、地域の水害リスクを高齢者へ伝える機会の増加を図る)
 - ・地域包括支援センターへのハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等の設置
 - ・大規模氾濫減災協議会の構成員による地域包括支援センターの住民向け講座等の機会を活用した最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難力ードの作成に対する協力、大規模氾濫減災協議会において地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常業務における防災に関する取組事例の共有 等

住民主体の避難行動等を支援する防災情報の提供

- 平時の災害リスク及びとるべき避難行動の周知に加え、災害発生のおそれの高まりに応じ、住民の避難行動等を支援する防災情報の発信が必要。
- 災害対応にあたる市町村が、適時的確に避難勧告等を発令するための支援が必要。

ポイント① 防災情報を5段階の警戒レベルにより提供することを通して、受け手側が**情報の意味を直感的に理解**しやすいものとし、**住民の主体的な行動を支援**

ポイント② 警戒レベル4に避難勧告、避難指示(緊急)、警戒レベル5に災害の発生を位置づけ、**避難のタイミングを明確化**。

ポイント③ 避難勧告等の発令に資する情報を、気象庁、施設管理者等が市町村に提供し、**市町村の発令判断を支援**。

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等 (市町村)	防災気象情報・水位情報等 (気象庁、国土交通省、都道府県)
--------------	------------------	-----------------------	---

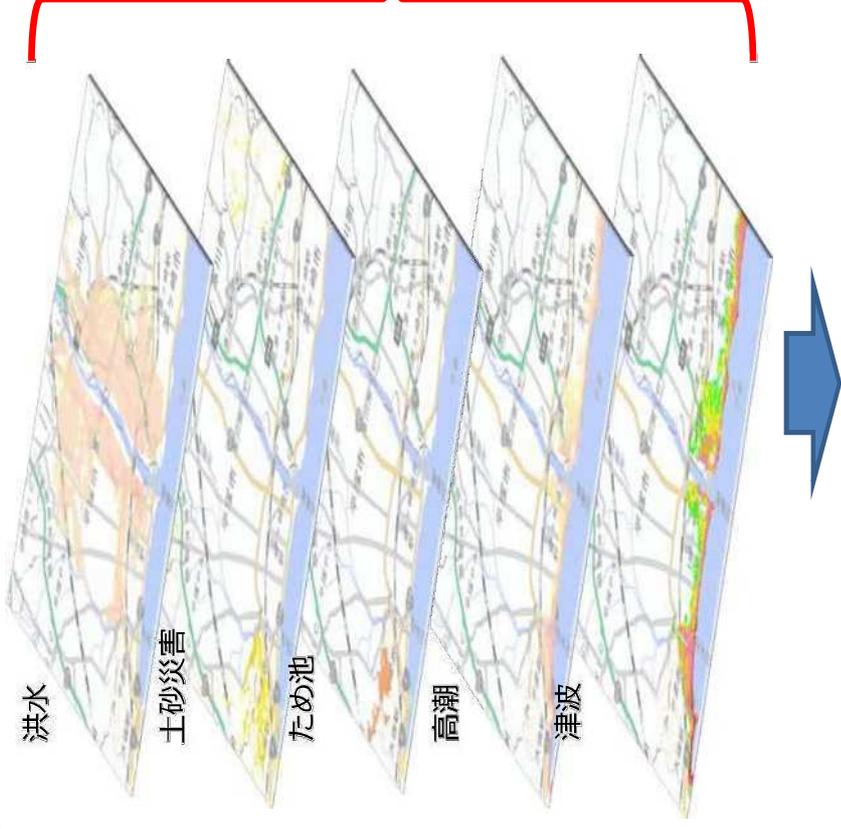
(洪水・土砂災害) 警戒レベル5	既に災害が発生しており、命を守るための最善の行動	自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (市町村の避難勧告等の発令に資する情報)
(洪水・土砂災害) 警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに立退き避難等 ・直ちに命を守る行動 (車載が切迫している場合等) 高齢者等は立退き避難 その他の者は立退き避難準備等	指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報、警報、危険度分布等
(洪水・土砂災害) 警戒レベル3	避難に備え自らの避難行動を確認する <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認 ・避難情報の把握手段の確認、注意等 	住民の自発的な避難に資する情報を公表 気象庁と施設管理者等が連携し、避難情報のレベルごとに、発令に資する情報を市町村へプッシュ情報を基本として提供
(洪水・土砂災害) 警戒レベル2	災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意等 	行動を促す情報
(洪水・土砂災害) 警戒レベル1	警戒レベル1～5は必ずしも順番にすべて発表されるものではないことに注意が必要。(例えば、急激な気象状況の変化により警戒レベル3・避難準備・高齢者等避難開始が発令されず、警戒レベル4・避難勧告や避難指示(緊急)が発令されることもある。)	注意報

(※警報級の発表が予想されるときに、その可能性を高・中・下の2段階で発表する情報)

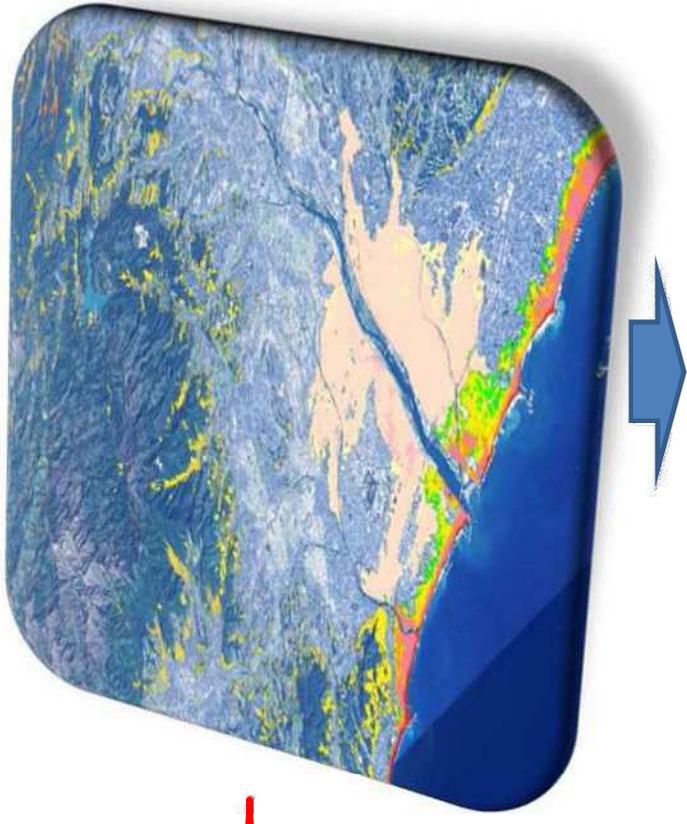
※住民の避難行動は、各個人の居住地の地形、住宅構造、家族構成等の違いに応じ、適切な避難行動、避難のタイミングは、各個人で異なることに注意が必要。
 ※警戒レベル1～5は必ずしも順番にすべて発表されるものではないことに注意が必要。(例えば、急激な気象状況の変化により警戒レベル3・避難準備・高齢者等避難開始が発令されず、警戒レベル4・避難勧告や避難指示(緊急)が発令されることもある。)
 ※市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、市町村の避難勧告等の発令に資する情報が出されたとしても発令されないことがある。

マルチハザードのリスク認識

- 平成30年7月豪雨では、洪水や土砂災害、ため池の決壊等の多様な災害が同時に発生。
- 地域の災害リスクに応じた避難行動をとるためには、様々な自然災害のリスクについて平時から理解するとともに、災害時にも容易に確認できることが重要。
- **複数の災害リスクを一元的に把握**できるよう、各種災害の**リスク情報等を重ね合わせて表示**できるシステム(サイト)を構築するとともに、引き続き、表示情報を充実。



GIS上での重ね合わせにより、
土地の災害リスクをマルチハザードで表示



地域の様々な自然災害の危険性について理解

多様な災害の同時発生も考慮した避難行動に
ついて確認

土砂災害防止法 警戒避難関係市町村アンケート結果

参考資料3

問1. 土砂災害防止法に基づき、地域防災計画の見直し等ができているか？(複数回答)

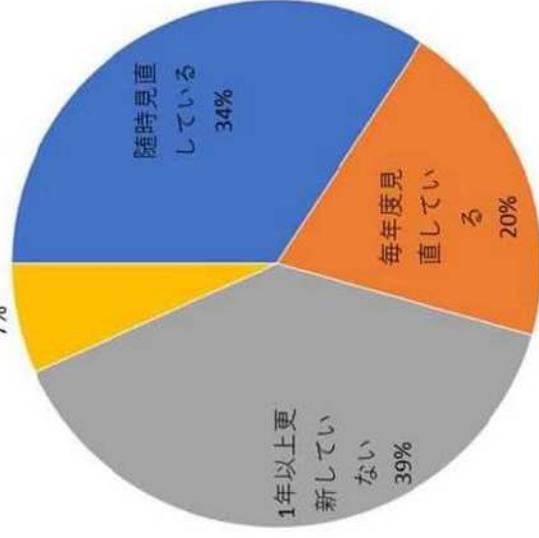
- 1 土砂災害警戒区域の指定後、地域防災計画を随時見直ししている(付属編の更新など)
- 2 土砂災害警戒区域の指定後、中央防災会議による防災基本計画改定に合わせ、毎年度、地域防災計画改定時に見直している
- 3 土砂災害警戒区域の指定後、地域防災計画を見直すこととしていますが、地域防災計画の見直しを毎年度行っており、現時点で1年以上更新されていない
- 4 土砂災害防止法に基づき地域防災計画に定めることとなっていない事項を、地域防災計画に掲載していない

* 母数 回答市町村数1,259市町村

掲載して

いない

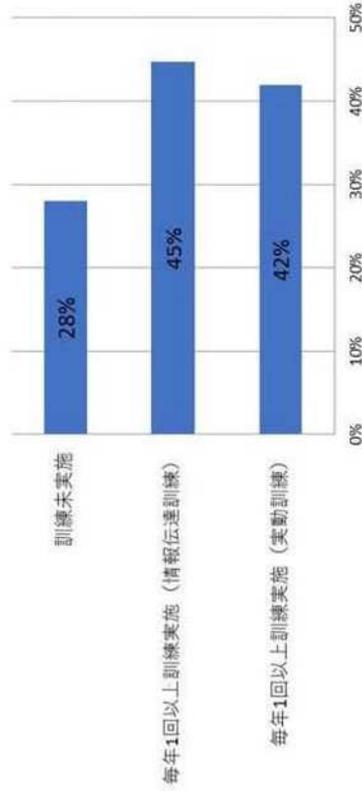
7%



問2. 土砂災害を対象とした避難訓練(複数回答)

- 1 毎年1回以上、土砂災害を対象とした避難訓練(実働訓練)を行っている
- 2 毎年1回以上、土砂災害を対象とした避難訓練(情報伝達訓練のみ)を行っている
- 3 土砂災害を対象とした避難訓練を実施していない

* 母数 回答市町村数1,337市町村

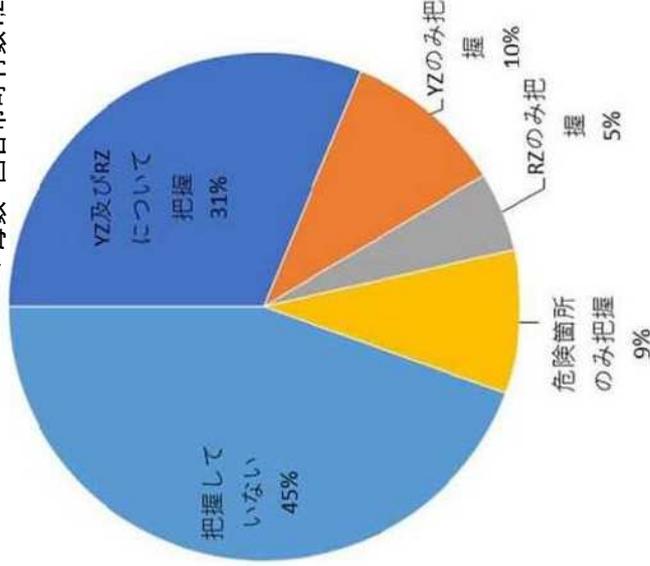


土砂災害防止法 警戒避難関係市町村アンケート結果

問3. 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
あるいは土砂災害危険箇所の中の人口又は
世帯数を把握しているか？(複数回答)

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、
それぞれの人口あるいは世帯数を把握している
- 2 土砂災害警戒区域の人口あるいは世帯数を把握している
- 3 土砂災害特別警戒区域の人口あるいは世帯数を把握して
いる
- 4 土砂災害危険箇所の人口あるいは世帯数を把握している
- 5 土砂災害警戒区域等あるいは土砂災害危険箇所の人口
あるいは世帯数は把握していない

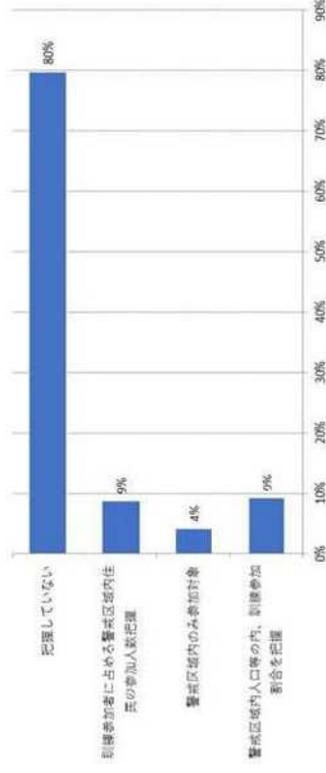
* 母数 回答市町村数1,279市町村



問4. 避難訓練参加者に占める土砂災害警戒区域
内居住者の把握(複数回答)

- 1 土砂災害警戒区域内の人口や世帯数に占める避難訓
練参加者の割合を把握している市町村
- 2 土砂災害警戒区域内に住んでいる人のみを避難訓練
の参加対象としている市町村
- 3 避難訓練参加者のうち、土砂災害警戒区域内に住んで
いる参加者数を把握している市町村
- 4 特に避難訓練参加者が土砂災害警戒区域内に住んで
いるかどうか把握していない市町村

* 母数 回答市町村数907市町村



地域における共助により避難が行われ難を逃れた事例

【災害発生状況等】

東広島市黒瀬町洋国団地では約50軒ある人家のうち、約10戸が全半壊、約20戸が床下浸水。人的被害はゼロ。

【災害の経緯】

7月6日 17:50 土砂災害警戒情報発表
 7月6日 19:45ごろ 避難指示(緊急)を発令
7月7日 5:30ごろ 土石流発生

洋国団地における事前の取組

- ・ 団地内の自治役員会にて防災マニュアルや防災マップを作成
- ・ 自力で避難するのが難しい住民の避難を支援する「担当者」を予め設定
- ・ 平成26年の災害をきっかけに年2回、土砂災害を想定した避難訓練を実施
- ・ 自治会費で防災ラジオを購入し全戸配布

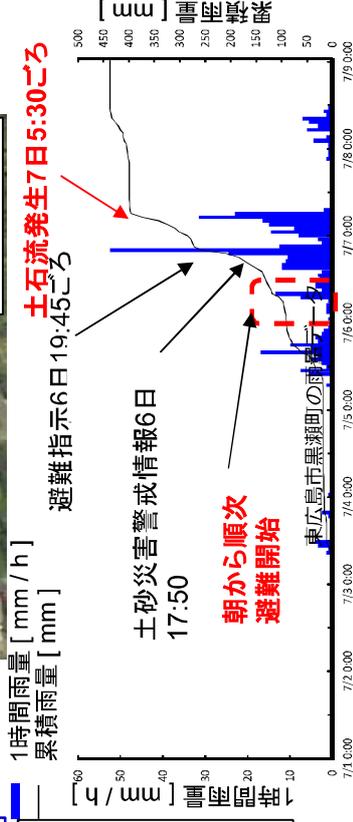
豪雨発生当時の行動

- ・ 溪流の合流点付近に住む高齢女性は、「川の流れが気持ち悪い」と感じ、6日の16時頃自主避難
- ・ 団地内の高齢者夫婦は6日20時過ぎに、「担当者」である男性に車で迎えにきてもらい避難
- ・ 土砂が流れる中、高齢者を背負って運んだ人もいた

元民生委員児童委員の方の声

- ・ 「訓練のおかげで、知識は身につけていた。避難所に自主的に集まった。また、動きの取れない人を動かす手順も分かっていた」
- ・ 「平素から団地内で避難時の想定をしていたこと、コミュニケーションを取っていたことが、いざというときの素早い避難につながったのではないかと」

- 地域における共助により避難が行われ難を逃れた事例があった。ただし、災害対策基本法に基づく地区防災計画は作成していません。
- また、このような取り組みは、必ずしも他の地区に広がっていたわけではない。



土砂災害警戒区域内の住民に対する確実な情報伝達

○土砂災害による被災者を減らすためには、居住地が土砂災害警戒区域内か区域外かを住民に認識して貰う取り組みや、土砂災害についての避難勧告を土砂災害警戒区域内に住民に確実に伝達することが必要。

○一方で、住民は避難勧告等を参考としつつも、避難の決め手となる情報は、周囲の環境の返還、人からの声かけ・近隣住民の避難、避難勧告・指示の発令等と様々。

○市町村は、避難勧告等の情報を土砂災害警戒区域内の住民に確実に伝達するとともに、他の決め手となる情報の入手や情報共有について地域での取り組みを推進する市町村を支援する取り組みが必要。

福岡県 避難判断訓練支援事例

- ◆平成28年に福岡県では朝倉市を対象に、土砂災害に関する避難訓練として、「避難判断訓練」の実施を支援

対象：朝倉市防災担当者、住民

行政機関は避難勧告等の発令、住民は避難するか「個々に判

断」するまでを訓練

- ◆土砂災害を想定した避難判断訓練(開催日：平成28年10月30日)

・参加者：朝倉市長谷山地区住民64名
・事務局：福岡県砂防課、朝倉市 他
・オブザーバー：学識者

■平成29年7月九州北部豪雨 現地調査

朝倉市総務課課長発言

避難勧告を発令するにあたり、平成28年10月に

実施した土砂災害を想定した避難判断訓練を行ったので、躊躇無くできたと思う。

■朝倉市(防災担当者)

- ・刻一刻と切り替わって表示される情報から住民への情報の提示を判断



市には、気象 情報等提示



・住民への情報提供を判断

■住民

- ・刻一刻と切り替わって表示される情報をもとに、避難するかどうかを判断



・住民には雨の情報、警報等情報揭示



・住民は、隣と相談する事無く、個人で避難判断を行う

人の目につきやすい場所での標示や確認するための取組

取組の事例

- 県が土砂災害警戒区域を周知するため、看板を土砂災害警戒区域内や公民館、道の駅に設置。
- 住民の避難場所への避難誘導のため、町、大学等と連携し、避難経路を電柱に掲示。
- 県が土砂災害警戒区域内の個別世帯に、土砂災害警戒避難に関する周知のため情報(チラシ)を配布。
- 市が土砂災害警戒区域の位置関係や避難所までの経路等を周知するため、スマートフォンアプリで現在地と周辺の情報を提供。
- 国土交通省HP「重ねるハザードマップ」で土砂災害の他、水害等のハザードマップを一元的に提供。



岐阜県

土砂災害警戒区域看板を現地に設置



山形県庄内町 大学、町と国の連携

避難場所への経路を現地に表示



栃木県

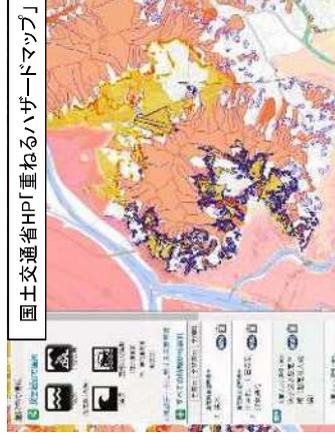
- ・土砂災害警戒区域居住者へ、土砂災害に関する情報及び情報の入手方法等を封書にて直接郵送(栃木県：毎年約2万通を送付)

土砂災害に関する情報を警戒区域の家庭へ個別配布



札幌市防災アプリ「そなえ」

スマートフォン版アプリで現在地と警戒区域を表示



国土交通省HP「重ねるハザードマップ」

ハザードマップを一元的に表示

**今年も土砂災害発生件数が過去最多件数を記録
～平成30年の土砂災害発生件数の速報値を公表～**

平成30年の土砂災害発生件数*は、**3,451件**で、**集計を開始した昭和57年以降最多件数を記録**しました(これまでは、平成16年の2,537件が最多)。

また、**集計開始以降における平均発生件数(1,015件)の約3.4倍**を記録しました。

※ 土石流、地すべり、がけ崩れにより、家屋や公共施設に被害が発生した事象(火砕流は除く)。

1月1日から12月25日までの速報値。

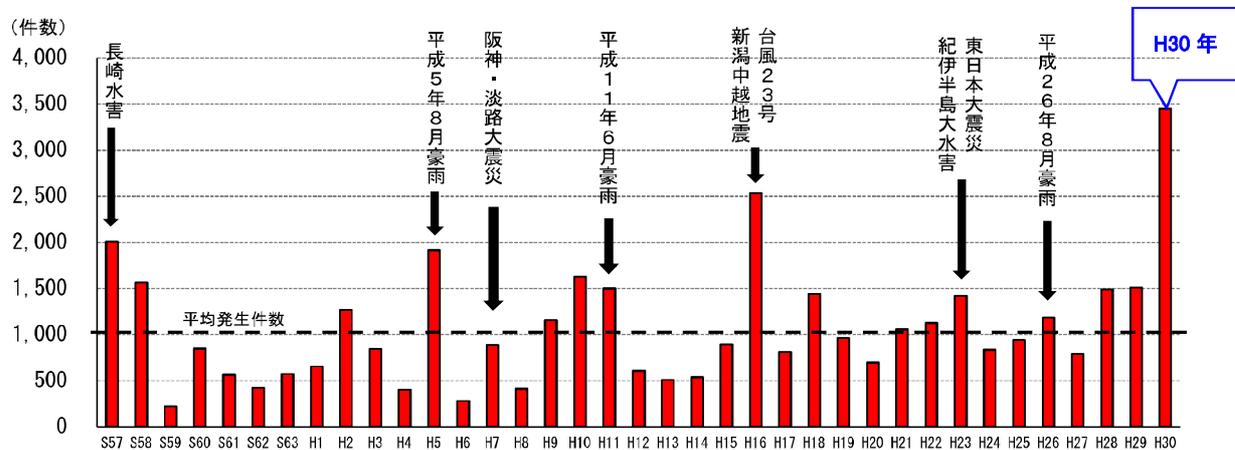


図. 土砂災害発生件数の推移 (S57～H30)

今年の土砂災害

1道2府41県で**3,451件**の土砂災害が発生し、昭和57年の集計開始以降過去最多件数。

(これまでの最多件数はH16の2,537件)

集計開始以降における平均発生件数の約3.4倍(平均発生件数は1,015件(S57-H29))。

死者・行方不明者は161名で、集計開始以降第3位(1位:337名(S57)、2位:174名(H5))。

(問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部保全課 土砂災害対策室

室長 蒲原 潤一(内線 36202)

課長補佐 鈴木 啓介(内線 36232)

代表:03-5253-8111 直通:03-5253-8470 FAX:03-5253-1611

土砂災害に関する情報は、砂防部HP : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/index.html>

○年間の過去最多件数を記録した平成16年の2,537件を上回り、集計を開始した昭和57以降、**最多の土砂災害が発生し、集計開始以降における平均発生件数の約3.4倍を記録。**
 ○1道2府41県で土砂災害が発生し、**死者・行方不明者161名、負傷者117名、人家被害1,443戸**の甚大な被害が発生。死者・行方不明者数は集計開始以降第3位を記録。
 ○**広島県における土砂災害発生件数1,243件は、集計開始以降において1つの都道府県が経験した土砂災害発生件数の最大値である。**

※これは速報値であり、数値等は今後変わることもあります。 ※ 集計開始以降(S57~H29)の平均土砂災害発生件数:1,015件/年

土砂災害発生件数

3,451件

土石流等：984件

地すべり：129件

がけ崩れ：2,338件

【被害状況】

人的被害：死者 161名
 負傷者 117名
 人家被害：全壊 420戸
 半壊 545戸
 一部損壊 478戸

表1. 都道府県別の土砂災害発生件数 上位5県(速報値)

	都道府県	件数	過去10年最多	過去10年での順位
1位	広島県	1,243件	182件(H26)	1位
2位	愛媛県	419件	58件(H28)	1位
3位	北海道	237件	56件(H26,H28)	1位
4位	山口県	193件	197件(H21)	2位
5位	高知県	171件	122件(H26)	1位

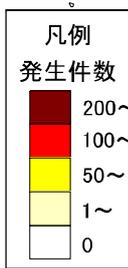
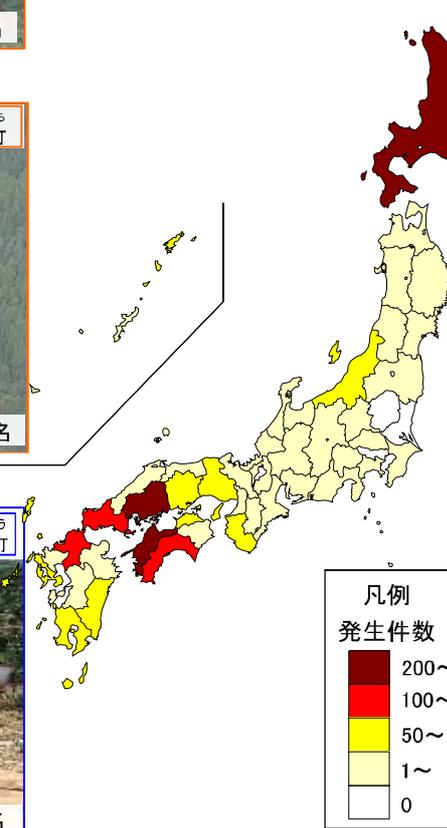


図.1. 都道府県別の土砂災害発生状況

○平成30年7月豪雨で最も被害が大きかった広島県では土砂災害が1,242件発生。
○一方で、空中写真判読等により、少なくとも23溪流において、砂防堰堤が土石流・流木を捕捉し、下流人家を合計約2,300戸*1保全した事例が確認された。*2

【施設効果の代表事例】

*1 土砂災害警戒区域内での人家戸数を計上
*2 広島県提供情報

みさこがわ

あきぐんかいたちょう

三迫川砂防堰堤（広島県安芸郡海田町）

7月14日

アジア航測株式会社 撮影

施設の諸元

堤高H=11.0m

堤長L=58.0m



たきがたにがわ

あきぐん くまのちょう

滝ヶ谷川砂防堰堤（広島県安芸郡熊野町）

施設の諸元

堤高H=14.0m、堤長L=66.0m、平成3年2月竣工

7月14日 アジア航測株式会社 撮影



砂防堰堤が土石流・流木を捕捉



土砂災害発生件数(都道府県別内訳)

○北海道・東北地区

北海道 : 237件
青森県 : 2件
岩手県 : 4件
宮城県 : 4件
秋田県 : 14件
山形県 : 23件
福島県 : 10件

○関東地区

茨城県 : 0件
栃木県 : 0件
群馬県 : 1件
埼玉県 : 1件
千葉県 : 18件
東京都 : 0件
神奈川県 : 32件
山梨県 : 14件
長野県 : 36件

○北陸地区

新潟県 : 56件
富山県 : 33件
石川県 : 23件

○東海地区

岐阜県 : 15件
静岡県 : 40件
愛知県 : 6件
三重県 : 8件

○近畿地区

福井県 : 2件
滋賀県 : 7件
京都府 : 35件
大阪府 : 12件
兵庫県 : 75件
奈良県 : 10件
和歌山県 : 61件

○中国地区

鳥取県 : 45件
島根県 : 39件
岡山県 : 56件
広島県 : 1,243件
山口県 : 193件

○四国地区

徳島県 : 47件
香川県 : 57件
愛媛県 : 419件
高知県 : 171件

○九州地区

福岡県 : 117件
佐賀県 : 15件
長崎県 : 85件
熊本県 : 14件
大分県 : 14件
宮崎県 : 93件
鹿児島県 : 59件
沖縄県 : 5件

計:3,451件